

令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料（税）の減免に係る保険料（税）減免総額に対する財政支援の見直しを求める要望

関東部会提出
説明担当 日野市

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度を超える収入の減少が見込まれ、申請により国民健康保険料（税）の減額又は免除措置を講じた場合、区市町村の保険料（税）減免総額の全部を国が財政援助する仕組みであった。

令和3年度も令和2年度と同様の減額又は減免措置を講じた場合の国の財政支援策（令和3年6月2日厚生労働省事務連絡）が示されたが、区市町村が減免した保険料（税）減免総額の全部ではなく一部のみを支援する仕組みになっている。

このことから、以下の事項について強く要望する。

令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料（税）の保険料（税）減免に係る保険料（税）減免総額に対する財政支援は、令和2年度同様に保険料（税）減免総額の全部について実施し、区市町村の財政負担が生じないようにすること。